

令和6年度能登半島地震等を受けた計画の確認について

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正にあたり、能登半島地震では原子力災害に至ることはなかったが、能登半島地震を受けて内閣府（原子力防災担当）がまとめた「令和6年能登半島地震に係る志賀地域における被災状況調査（令和6年4月版）」などを参考に、以下のとおり確認を行った。今後、反映すべき知見があれば引き続き確認していく。

項目	確認事項	確認結果	計画への記載状況	記載内容（要約・抜粋）	記載ページ
家屋倒壊	多数の家屋倒壊が発生し、自宅での屋内退避が困難	自宅での屋内退避が困難な場合は、近隣のコンクリート屋内退避施設等での屋内退避、或いは、状況に応じて避難を行う	記載済み	地震による家屋倒壊などにより、屋内退避が困難な場合には、近隣のコンクリート屋内退避施設等にて、まずは屋内退避を実施するものとする。近隣の避難所に収容できない場合には、地震による影響がない避難所を、U P Z 外を含め選定し、避難させる。	【地域防災計画】P101 【広域住民避難計画】P32
	自宅のライフラインの被災や備蓄の枯渇等のため長期間の屋内退避が困難	屋内退避が長期間となる場合は避難への切り替えを検討する（状況によっては市町長が避難指示を出す）	追記	屋内退避が長期間になり、住民の健康リスクの不安が大きいと想定される場合は、食糧等の備蓄やライフラインの状況なども踏まえ、避難に切替えることも検討する。この際、放射線量に留意しつつ、避難等の準備状況や自然災害が発生している場合にはその被災状況なども考慮し、県及び関係周辺市は国と緊密な連携を行うものとする。	【地域防災計画】P81 【広域住民避難計画】P7
避難経路の寸断	予め定めた避難経路において、地震に伴う崩落や亀裂による通行止めが発生	道路啓開や避難経路の変更、陸路以外の代替手段による輸送などを行う	追記	避難経路については、あらかじめ計画した避難経路を通ることとするが、道路の被災状況に応じて対応するものとし、必要に応じて道路啓開の実施や代替経路の設定、陸路以外での避難などの対応を検討するものとする。その際、国の支援が必要であると判断した場合には、国の原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。	【地域防災計画】P102 【広域住民避難計画】P31
孤立地区の発生	法面崩落による土砂堆積、落石、倒木、道路損壊、橋梁部の段差などによって地区への道路に通行止めが発生	早期の道路啓開を実施するとともに、食糧等の物資の備蓄、調達、輸送体制を整備する	記載済み	孤立が想定される等地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食糧その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。	【地域防災計画】P43、P90、P102 【広域住民避難計画】P19

放射線防護対策施設の被災	陽圧化装置や自家発電機が十分に機能せず	<p>(平時) 定期的な設備点検など、確実に屋内退避が行えるよう平時から備える。</p> <p>(災害時) 設備が使用できない場合は、ただちに復旧作業を行うとともに、状況に応じて避難の実施についても検討する。この際、復旧作業に並行して避難準備を行う。</p>	追記	<p>放射線防護対策を行った施設は、避難計画を整備し、定期的な訓練や避難計画の見直し、放射線防護対策設備の定期点検を行うなど、確実に放射線防護対策を行えるよう平時から備えるとともに、7日分の食糧、燃料等の備蓄及び調達手段を確保しておくものとする。</p> <p>また、自然災害による施設の被災等により放射線防護対策設備が使用できない場合は、迅速に復旧作業を行うとともに、プラントの状況や避難の準備状況等を考慮し、避難の実施についても検討する。その際、移動による健康リスク等にも十分に留意するものとする。</p>	<p>【地域防災計画】 P36 【広域住民避難計画】 P49</p>
緊急時モニタリング	通信障害や非常用電源が確保されていなかったことから、一部のモニタリングポストからデータが得られず	<p>バックアップ回線などの代替手段の整備や電源の強化などを行うとともに、非常時の対応について検討する。</p> <p>国の緊急時モニタリングセンターと連携し、航空機モニタリング、走行モニタリングなどのデータを得て、防護措置等を判断する。</p>	追記	<p>県は、自然災害等による道路等の被災、固定観測局や資機材等の被災及び要員の不足等に備えて、耐震性が確保された固定観測局の整備や電源及び通信の強化、可搬型モニタリングポストの設置等の代替手段の検討や活動体制等の整備に努めるものとする。</p> <p>また、緊急時モニタリングに支障がないよう、欠測が発生した場合を想定した固定観測局への可搬型モニタリングポストの設置やモニタリングポストの非常用発電機への燃料補給等の訓練を平素から行い、実効性の確保に努めるものとする。</p>	<p>【地域防災計画】 P100</p>
住民への普及啓発	自宅が倒壊した場合の屋内退避の方法など、複合災害時の対応について周知が不十分	平時から、如何に放射線を避けるかが重要であるとの放射線防護の基本的考え方に基づき、複合災害時において屋内退避や避難ができるよう備えておくことについて普及啓発を図る	追記	<p>避難が必要となった場合であっても、外出することで命に危険が及ぶような場合には、無理に避難せず、安全が確保されるまでは屋内退避を優先する。</p> <p>この基本的な考え方は、平素から住民等に対する普及と啓発を継続的に行なうことはもとより、災害が発生した場合においても、原子力防災アプリ、あんしんトリピーなび、ホームページ、テレビ、ラジオ等により、優先すべき行動等の周知を図ることとする。</p>	<p>【地域防災計画】 P45、P101</p>